

会 議 録

会議の名称	平成 26 年度第 5 回西東京市選挙管理委員会
開催日時	平成 26 年 8 月 5 日（火）午前 10 時 00 分から午前 10 時 45 分まで
開催場所	西東京市役所保谷庁舎別棟 西東京市選挙管理委員会打合せ室
出席者	西村誠一委員長・鈴木宏一委員長職務代理・添島幸雄委員・上原敏彦委員 澤谷繁幸事務局長・菱川勝也事務局長補佐・名古屋洋一郎係長・山本直哉主任
議 題	議案第 14 号 西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について 議案第 15 号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について 議案第 16 号 訴訟の状況等について その他
会議資料 の 名 称	上記「議題」と同じ
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
<p>○ 委員長 本日は、お忙しいところ御参集いただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまから平成 26 年度第 5 回西東京市選挙管理委員会を開催いたします。 本日の議案は 3 件及びその他でございます。 初めに、議案第 14 号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』と、議案第 15 号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を議題といたします。この 2 件は、関連いたしますので、一括で事務局から説明を求めます。</p> <p>○ 事務局 それでは、議案の説明をさせていただきます。恐れ入ります。1 ページをお開きください。 議案第 14 号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』を御説明いたします。 2 ページをお願いいたします。 本案は、公職選挙法第 30 条の 6（在外選挙人名簿の登録）第 1 項の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿に登録されるものでございます。 西東京市選挙管理委員会委員長に対し在外選挙人の登録申請をした者の内、昨日までの間に登録の資格を有することが確認された者で、男性 1 人、女性 1 人の計 2 人が新たに西東京市在外選挙人名簿に登録されます。詳細につきましては、後ほど資料を御覧いただければと思います。 続けて、資料 3 ページ、議案第 15 号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の</p>	

決定について』を御説明いたします。

4ページをお願いいたします。

本案は、公職選挙法第30条の11（在外選挙人名簿の登録の抹消）第1項の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿から登録抹消されるものでございます。

内容といたしましては、男性が4人、女性2人の計6人で、登録抹消の要件に該当するに至った者でございます。詳細につきましては後ほど資料を御覧ください。

以上で、議案第14号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』及び議案第15号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 各委員

特にありません。

○ 委員長

特にないようですので、議案第14号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』と議案第15号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』は、この案のとおり決定いたします。

次に議案第16号『訴訟の状況等について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。

資料の5ページをお開きください。

議案第16号『訴訟の状況等について』御説明いたします。

前回第4回西東京市選挙管理委員会以後、市の顧問弁護士と訴訟の委託契約を結び、協議を行いました。現在答弁書を作成してもらっており、それをもって8月21日の第1回口頭弁論に臨む予定です。

この訴訟に伴い、相手側から提出された訴状の中で、公職選挙法第227条に抵触すると思われる内容が含まれているため、弁護士とも相談の上、刑事訴訟法第239条第2項に基づき、警察に対し告発をするべきではないかと考えています。いかがでしょうか。

○ 委員

その判断をする前に、確認をしたいのだが、開票立会人の決定はどのように行われていますか。

○ 事務局

まず、候補者が当該選挙区の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て対象者を1人定め、選挙管理委員会に届出を行います。その後、公職選挙法第62条第2項の規定に基づき、選挙管理委員会で決定をしています。

- 各委員
開票立会人が決定されるまでの流れは分かりました。
裁判、警察への告発については了解をいたしました。
- 委員長
他にはないようですので、議案第 16 号『訴訟の状況等について』は、この案のとおり決定いたします。
次に、『その他』に移りたいと思います。事務局から何かありますか。
- 事務局
7月 20 日が市議会議員の任期前の 6 か月になり、この日から選挙日までは、個人のポスターは貼っておけません。その旨を市報等でもお知らせいたしました。
次回の委員会は、定時登録のため 9 月 2 日火曜日の開催となります。お時間はいかがいたしましょうか。
- 委員長、各委員
午前 10 時からとします。
- 事務局
分かりました。
事務局からは以上です。
- 委員長
事務局からの連絡等は終わりました。他になければ、本日の平成 26 年第 5 回西東京市選挙管理委員会を閉会いたします。
御苦労様でした。

午前 10 時 45 分 終了

以上